

船舶売払いに係る随意契約の公示

広島商船高等専門学校において、下記船舶を随意契約により売払いします。

記

1 売 払 物 件

所 在 地	区 分	数 量	摘 要
広島県豊田郡大崎上島町東野 4272番地1	船 舶 (汽船)	1 隻 19.99トン	練習船 旧ひかり (FRP)

2 競争に参加する者に必要な資格

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所及び契約関係書類を交付する場所並びに期間

郵便番号 725-0231

所在地 広島県豊田郡大崎上島町東野4272番地1

機関名 広島商船高等専門学校総務課施設係

電話番号 0846-67-3016

交付期間 平成22年 3月 5日(金)から平成22年 3月18日(木)まで

4 見積方法

見積金額は総価を記載すること。

なお、契約金額は見積書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、見積者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

5 見積書提出方法

(1) 提出場所 広島県豊田郡大崎上島町東野4272番地1

広島商船高等専門学校総務課施設係

(2) 提出期間 平成22年 3月5日(金)9時00分から平成22年 3月19日(金)12時00分まで

(3) 提出方法 提出場所へ持参又は郵送等(書留郵便等の配達記録が残るもの)に限る。提出期間内必着)

6 見積の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした見積並びに契約に関する条件に違反した見積は無効とする。

7 契約不履行

落札者が落札の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当役が合理的と認める期間)に契約を結ばないときは、本契約を無効とする。

8 契約書作成の要否及び支払方法

契約書の作成を要し、代金は即納とする。

9 現場(現品)確認の場所及び期間

場 所 広島商船高等専門学校棧橋

日 時 平成22年 3月 5日(金)から平成22年 3月18日(木)までの(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)9時00分から17時00分まで

10 引渡しに関する条件

船舶は現状引渡しとし、代金納付確認後、契約担当役が定める期日までに学校棧橋から搬出すること。

11 その他

本契約に参加しようとする者は、現品確認並びに別添の要目表を参照の上参加すること。

以上公示する。

平成22年 3月 5日

独立行政法人国立高等専門学校機構

広島商船高等専門学校契約担当役事務部長 小林 和 郎



練習船旧ひかり要目表

区分	船舶
種目	汽船
船名	旧ひかり
用途	練習船
船体材料	F R P
船体寸法	13.35m(L)×3.73m(W)×1.55m(D)
総トン数	19.99トン
主機関	2サイクル船用高速ディーゼル機関 (GM 8V~71N型 265PS/2170RPM×2基)
航行区域	限定沿海
新造年月日	昭和54年3月30日 新造
定員	旅客：0人 船員：2人 その他：40人(計：42人)
検査有効期間	平成20年9月12日まで(検査有効期間切れ)
その他	法定検査備品全てあり。 廃船手続きは未完了。 平成16年3月より運航していないため、主機関を含めて各部のオーバーホールを要する。



ひかり全景(左舷)



ひかり全景(右舷)



船体劣化状況(裏板)



主機関劣化状況

船舶売買契約書（案）

売出人独立行政法人国立高等専門学校機構広島商船高等専門学校契約担当役事務部長小林 和則（以下「甲」という。）と買受人【法人等名、代表者氏名】（以下「乙」という。）とは、次の条項により船舶の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数量	摘要
広島県豊田郡大崎上島町東野 4 2 7 2 番地 1	船舶 (汽船)	1 隻 19.99ト	練習船 旧ひかり (FRP)

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円（内消費税等相当額 円）とする。

（代金の支払い）

第4条 乙は、売買代金を、甲の発行する請求書により平成 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（検査手数料等）

第5条 小型船舶検査手数料及び登録手数料等に要する費用は、すべて乙の負担とする。

（所有権の移転）

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付したときに乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第7条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに引渡す。

（危険負担）

第8条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該

物件が甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(かし担保)

第9条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免もしくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(返還金等)

第11条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第10条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項のただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第12条第2項に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第16条 本契約に関し疑義のあるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関する訴えの管轄は、広島商船高等専門学校所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 広島県豊田郡大崎上島町東野4272番地1
独立行政法人国立高等専門学校機構
広島商船高等専門学校
契約担当役 事務部長 小林 和則

乙 【住所】
【法人等名】
【代表者氏名等】